

第14号の内容



個人輸入の健康食品

マルチ商法

五菱会ヤミ金融事件の被害回復のお知らせ

長期使用製品安全点検制度

消費者団体訴訟制度

多重債務巡回相談の案内

個人輸入健康食品に注意しましょう

相談事例

カタログを見て注文をしたダイエット用健康食品を食べたところ、動悸がし発汗が激しくなった。販売店に言ってもメーカーは海外であり自社は個人輸入の手続きを代行しているだけと言う。医薬品成分が含まれていないか調べて欲しい。

このような相談が寄せられ、国民生活センターで医薬品成分が含まれていないかテストしてもらったところ、健康被害が発生するおそれのある脱N - ジメチルシブトラミンが検出されました。

近年、個人輸入された健康食品については、医薬品成分の検出が相次いで報告されています。

事例ではカタログ通販と紛らわしい個人輸入手続きでした。個人輸入の場合は原則として自己責任となりますので、申し込みの際には十分な注意が必要です。インターネットで購入する際も同様です。

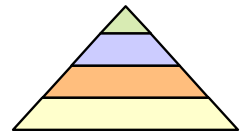
「健康食品」は、つい安易に口にしてしまいますが、体調に異常を感じたら、食べるのを止めて、すぐに医師に相談しましょう。

マルチ商法「友だちが増える」って、本当？

「研修会に行くといい話が聞けて、友だちも増えるよ！」

「人を紹介するだけでどんどんお金が入ってくる・・・」

「あの、カッコいい車もこのネットワークビジネスで買ったんだって」



そんな話に誘われて説明会に出かけた A さん。一緒に行った先輩よりも更に上司という人から熱心に説明されて、心が動き、契約書にサインをしました。支払いはクレジットで60回払いだから毎月1万円ちょっと。1万円くらいなら払えるだろうし、友達を紹介したら収入になるので支払いは楽々！逆にしっかり稼げる・・・

・・・と、思ったのですが・・・

なかなか加入者は見つけられず、商品を抱えたまま、借金の返済も出来ません。おまけに「会うと商売の話だよ」と友だちが近寄らなくなっていき、大切な友人関係も壊れてしまいました。

マルチ商法は健康食品・ソフトウェアやスターターキットの購入、オーナー加盟金など、何らかの費用負担があります。

1日に2人ずつ勧誘して組織を広げていくとした場合、計算では28日目には日本の全人口を超えてしまうことになり、行き詰まることが明らかです。

収入や商品について嘘の説明をして勧誘すると罰せられることがあります。

友だちが増えるどころか、友だちをなくすことにもなりかねません！

五菱会ヤミ金融事件の被害回復給付金支給手続きのお知らせ

昭和63年から平成15年頃に五菱会が行っていたヤミ金融事件の被害に遭われた方に被害回復給付金が支給されることになりました。

被害の申し出が必要で、平成21年1月23日まで五菱会事件被害回復センターで受け付けられています。

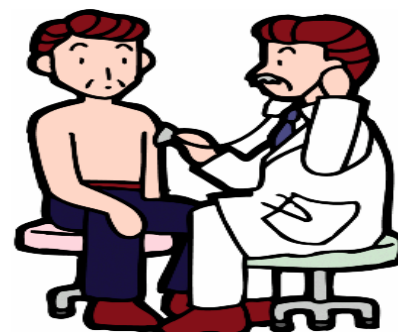
「アップル」「アーバンライフ」「エクセル」など4百余りの会社名で貸し付けていました。詳しくは消費生活センターまでお問い合わせください。

長期使用製品安全点検制度

～製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止～

長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により、安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目の商品（特定保守製品）について、点検制度が設けられます。（平成21年4月1日から施行）

特定保守製品を購入した場合、製品に添付されている所有者票をメーカー等に返送し、所有者登録をしましょう。点検時期が来ればメーカーから所有者に点検通知が来ますので、点検（有料）を受けるようにしましょう。



〔特定保守製品〕

屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス・LPガス）、屋内式ガスふろがま（都市ガス・LPガス）、石油給湯器、石油ふろがま、FF式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗浄機、浴室用電気乾燥機

ご存じですか？ 消費者団体訴訟制度

～消費者・消費者団体による、
消費者のための制度です～



この制度は、国に認定された適格消費者団体が、事業者の不当な行為をやめさせるよう裁判で請求する制度です。消費者個人にとっては負担の大きな裁判を、消費者団体が行ってくれます。被害にあったときやおかしいと思ったときには、消費生活相談窓口や消費者団体にその声を届け、皆さんで安心・安全な消費生活を築いていきましょう！

詳しくは、最寄りの消費生活相談窓口にお問い合わせください。

現在、認定されている適格消費者団体

消費者機構日本（東京）

消費者支援機構関西（大阪）

全国消費生活相談員協会（東京）

京都消費者契約ネットワーク（京都）

消費者ネット広島（広島）

ひょうご消費者ネット（兵庫）

多重債務巡回相談のお知らせ < 近畿財務局より >

近畿財務局では、多重債務者向け相談員がお話を伺い、考えられる解決法をアドバイスするとともに、必要に応じて専門機関（弁護士や司法書士等）をご紹介します。

今般、下記の日程で相談窓口を開設しますので、事前にご予約の上、お気軽にご相談ください。相談費用は無料、秘密は厳守いたします。

日 時：平成 21 年 1 月 30 日（金）午前 9 時～午後 4 時 30 分

会 場：近畿財務局 大津財務事務所（大津市御陵町 3 - 5）

予約・問い合わせ先：大津財務事務所 総務課（077-522-3765）

* ご相談にあたりましては、次の資料がありますと、より詳しくアドバイスができますので、出来る限りご用意願います。

- 1．契約書の写し
- 2．返済予定表
- 3．取引明細書
- 4．消費者金融等からの借りに使用しているカード
- 5．その他借入先の業者名や借入れ内容がわかる書面



消費生活相談

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

滋賀県立消費生活センター（彦根市元町 4 - 1）

相談専用電話 **0749-23-0999**

相談日・時間 **平日および土・日曜日の午前 9:15～午後 4:00**

（但し 祝日、年末年始は休みです。）

「くらしのかわら版」第 14 号（平成 20 年 12 月発行）

滋賀県立消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町 4-1

TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> （パソコン）

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> （携帯端末）



次号は、平成 21 年 4 月下旬に発行予定です。